令和6年第1回北上市教育委員会定例会

- 1 日 時 令和6年1月24日(水) 午後3時30分
- 2 場 所 市役所本庁舎 5階第1会議室
- 3 議事日程 別紙
- 4 会議に出席した委員

平野 憲

佐藤 和美

髙橋 隆紀

照井 睦子

小原 紀実

- 5 説明のため出席した職員
- (1) 教育部

教育部長澤藤樹史総務課長石川貴洋学校教育課長平賀英和文化財課長佐藤康浩中央図書館長菅野勝文博物館長渋谷洋祐鬼の館館長小田島孝

(2) まちづくり部

まちづくり部長高橋 景子生涯学習文化課長児玉 康宏スポーツ推進課長小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長高橋 昌弘子育て支援課長久保田 達夫

6 議事の大要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案3件及び協議1件が 原案のとおり可決、承認された。

議案第1号 重要文化財多聞院伊澤家住宅保存活用計画策定等委員会要綱の制定 について

議案第2号 北上市大乗神楽調査委員会要綱の制定について

議案第3号 令和6年度教育行政施策の基本方針について

協議第1号 北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規則について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午後3時30分)

教育長

それでは、ただいまから令和6年第1回北上市教育委員会定例 会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

教育長

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。 資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧く ださい。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願い します。

教育長

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第1号「重要文化財多聞院伊澤家住宅保存活用計画策定等 委員会要綱の制定について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。文化 財課長。

文化財課長

ただいま上程になりました議案第1号重要文化財多聞院伊澤家 住宅保存活用計画策定等委員会要綱の制定について、提案理由を 申し上げます。

本要綱は重要文化財である多聞院伊澤家住宅の保存・活用・整備に関する計画を策定し、保存修理及び整備を適切に実施するために設置する委員会の要綱を定めるものです。有識者や地域の意見を取り入れながら、多聞院伊澤家住宅の保存・活用・整備を進めるために制定するものです。

よろしくご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

文化財課長

背景としまして、多聞院伊澤家住宅は、平成2年に国の重要文化財に指定されております。文化庁調査官から、住宅の傷みが激しいため、根本修理が必要との指導を受けておりましたが、修理に必要な道路が整備されておらず、修理が進まない状況であったため、令和2年度から、消防道路の整備を進めており、令和7年度に完了予定となっております。

多聞院伊澤家住宅整備スケジュールとしましては、令和5年度 に要綱制定等の委員会設置準備を始め、令和14年度の環境整備工 事、発掘調査までとなります。

要綱の主な内容としましては、所掌事項を保存活用計画の策定に関することとし、委員7人以内、任期を2年としております。

今後の日程としましては、5月に委員を本会議にて議決いただ き、6月に委嘱したいと考えております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議 ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり 可決することに決定いたしました。

教育長

次に、議案第2号「北上市大乗神楽調査委員会要綱について」 を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。文化 財課長。

文化財課長

ただいま上程になりました議案第2号北上市大乗神楽調査委員 会要綱の制定について、提案理由を申し上げます。

本要綱は岩手県指定無形民俗文化財である和賀の大乗神楽を中心とした調査を行い、後世に継承するために設置する委員会の要綱を定めるものです。有識者による大乗神楽の調査及び研究を行い、その成果を報告書にまとめるために制定するものです。

よろしくご審議のうえ議決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第2号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

文化財課長

背景としましては、「和賀の大乗神楽」は、和賀大乗神楽、村 崎野大乗神楽、宿大乗神楽、上宿和賀神楽、笹間大乗神楽の5団 体により構成されており、平成13年に岩手県の無形民俗文化財に 指定されております。その後、文化庁調査官から、調査・記録し 後世への保存・継承に資するため、資料整理をする必要性がある との指導を受けております。

経過と現状としましては、昭和49年に煤孫の和賀大乗神楽と花巻市の円万寺神楽が山伏神楽として岩手県の無形民俗文化財に指定され、昭和53年に国の記録作成等の措置を講ずるべき無形の民俗文化財に選択されました。この選択は、文化庁において詳しく調査すべき民俗文化財として位置付けられたものとなります。その後、和賀大乗神楽と円万寺神楽が、別系統であると判断されたことから、平成13年に山伏神楽の指定を解除し、「和賀の大乗神楽」と「花巻の山伏神楽」に区別し、改めて県指定されておりま

す。

これまで、平成25年に市文化財活性化実行委員会において、大 乗神楽調査が実施されておりましたが、今回の調査は、新たに地 域の歴史、地域における公開状況、道具衣装及び楽器の詳細、音 楽の分析を詳しく調査することとしております。

また、大乗神楽調査報告書刊行スケジュールですが、今年度中 に文化庁及び県と協議し、令和8年度に報告書を刊行する予定と しております。

要綱の主な内容ですが、所掌事項を大乗神楽の調査及び研究に 関することとし、委員8人以内、任期2年としております。

今後の日程としましては、5月に委員を本会議にて議決いただ き、6月に委嘱したいと考えております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第2号は、原案のとおり可決することに御異議 ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり 可決することに決定いたしました。

教育長

次に、議案第3号令和6年度教育行政施策の基本方針について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます文化財 課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第3号令和6年度教育行政施策 の基本方針について、提案理由を申し上げます。

北上市総合計画における基本目標「ひと」において定めた「未 来に輝く、未来を創る人づくり」及び第3次北上市教育大綱にお ける基本目標「みんなで学び 幸せで活力あるまち」の実現に向 け、第3期北上市教育振興基本計画に基づき、令和6年度における教育行政施策の基本方針を定めようとするものであります。

内容につきましては、教育振興基本計画に定める2つの基本方針に基づき、施策体系ごとに重点的に進める施策を示すものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますよう、お 願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第3号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

文化財課長

令和6年度に向けて整理した新たな項目について、説明いたします。

まず、冒頭に今年度策定した第3次北上市教育大綱の基本目標 及び基本方針を追加しております。

次に、幼児教育の振興と就学への滑らかな移行に係り、幼児教育振興プログラムの見直し内容を追加しております。

これからの時代に応じた指導体制や教育環境の構築に係り、校 務支援システムの導入を追記しております。

また、教育環境の整備に係り、令和6年度から、より良い教育環境を整備するため、小中学校の学校環境の整備に関する計画を 策定することを追記しております。

続きまして、市民の郷土意識向上への取り組みに係り、鬼の館における令和6年の開館30周年事業の開催を追記しております。

次に、文化財の保護・保存に係り、国指定重要文化財多聞院伊 澤家住宅及び国指定史跡八天遺跡における施設整備等の実施、併 せて、国指定史跡江釣子古墳群の史跡範囲の公有化継続を追記し ております。

最後に、民俗芸能の育成と伝承に係り、令和6年度から岩手県 指定無形民俗文化財「和賀の大乗神楽」を中心として調査及び研 究を行う大乗神楽調査事業に取組むことを追記しております。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第3号は、原案のとおり可決することに御異議 ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり 可決することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第1号「北上市奨学金貸与規則の一部を改正する規 則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務 課長。

総務課長

ただいま上程になりました協議第1号北上市奨学金貸与規則の 一部を改正する規則について、協議理由を申し上げます。

この規則は、市奨学金選考基準の参考としている日本学生支援 機構における奨学金選考基準が改正されたことを受け、市奨学金 選考基準を改めようとするものであります。

なお、施行日は、公布の日からとするものであります。 よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

現在の市奨学金の選考基準は、平成27年3月の日本学生支援機構の基準改正に従い定めたものでありますが、令和5年度にその基準が見直しとなったことから、市の基準も変更しようとするものとなります。

具体的には、貸与できる方かどうかの判断は、貸与を希望する 方が属する世帯の家計で行っておりましたが、日本学生支援機構 では、生計維持者の課税所得証明書の提出を求めることとなりま したので、市も同様に課税所得証明書の提出を求めようとするものとなります。また、保証人を「保護者又は親権者」としておりましたが、成人年齢の引き下げに応じて「申請者の属する世帯の生計を維持する者」と表現を改めようとなります。

最後に、市の奨学金には、市内への定住者に対する減免制度を整備しておりますが、その要件を2点、見直そうとするものであり、居住要件年数を1年以上とする内容の追加と、所得金額を市町村民税の課税基準の変更に併せて35万円から45万円に変更するものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第1号は、原案のとおり承認することに御異議 ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第1号は、原案のとおり 承認することに決定いたしました。

教育長これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午後3時55分)

議録作成者 教育長 平 野 憲

令和6年1月24日